

2022年5月30日

会 社 名 e B A S E株式会社
(コード番号: 3835 東証プライム市場)
本社所在地 大阪府大阪市北区豊崎五丁目4番9号
代 表 者 代表取締役社長 岩 田 貴 夫
問 合 せ 先 取 締 役 窪 田 勝 康
執行役員 C F O
電 話 番 号 (06) 6486-3955 (代表)
U R L <https://www.ebase.co.jp/>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月27日開催予定の当社第21回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）に定款一部変更議案（以下「本議案」といいます。）として提出することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 定款変更の要旨

- ①機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の定めに基づき剰余金の配当等を取締役会決議によっても行い得るよう、変更案第33条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するとともに、現行定款第34条（剰余金の配当の基準日）を変更し、あわせて変更案第33条の一部と内容が重複する現行定款第9条（自己株式の取得）を削除するものであります。なお、会社法第460条第1項に基づく定款の定めは設けず、本変更は剰余金の配当等についての株主総会決議を排除するものではありません。
- ②「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることから、株主総会資料の電子提供制度の導入に備えるため、次のとおり当定款を変更するものであります。
 - ア. 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - イ. 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面につき、その記載事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ウ. 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - エ. 上記の新設・削除に伴う、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

定款の変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための本総会開催予定日

2022年6月27日

定款変更の効力発生日

本議案における定款変更のうち、上記の定款変更の要旨①の剰余金の配当等の決議機関に関する定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものとし、上記②の株主総会資料の電子提供制度の導入に伴う定款変更については、効力発生日等に関する附則の定めに基づき効力が発生するものとしたします。

以 上

別紙

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(自己株式の取得) <u>第 9 条 本会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第10条～第14条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>第9条～第13条 (現行どおり)</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第16条～第33条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等) <u>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第15条～第32条 (現行どおり)</p>
<p>(剰余金の配当の基準日) 第 34 条 (条文省略) <u>② 当社は毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって中間配当をすることができる。</u></p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関) <u>第 33 条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 34 条 (現行どおり) <u>② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p>
<p>(附則) (監査役の責任免除に関する経過措置) (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(附則) (監査役の責任免除に関する経過措置) 第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置) <u>第 2 条 変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除、及び変更後定款第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生じるものとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u> <u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>